

## 秋田大学新型コロナウイルス感染拡大防止の取組一覧

令和3年4月13日現在

| 対象                | 県外移動  | 県外からの訪問者との面談   | 会食について   | 講演会等イベント・行事<br>(学内での会議を含む。)   |
|-------------------|---|--|--|---|
| 教職員               | <p>○不要不急によるものは控える。<br/>○真に必要な場合に限り予め所属の部局長に届出すること。<br/>○秋田に戻った日から14日間は自宅待機の上健康観察を行い、この間は大学構内への入構は認めない。<br/>※所属部局長の判断により県外移動の事由の必要性・緊急度を勘案した上で自宅待機の期間を短縮し、大学構内への入構を認める場合がある。</p>   | <p>○大学構内での面談は控えること。<br/>○真にやむを得ない事情により面談が必要な場合は、事前に所属の部局長の許可を得ること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>※納品、施工、点検等で業者が構内に立ち入る場合についても適用</p> </div>  | <p>○飲酒や会食の機会において、「感染リスクが高まる5つの場面」に十分に気をつけ、4名以下で可能な限り短時間とし、大声での会話は控える等感染防止に努めること。</p>   | <p>○原則としてリモート開催とすること。<br/>○真にやむを得ず集合方式（リモート開催で1室に複数名集合する場合を含む。）とする場合は、所属部局長の許可を得た上で、参加者間の距離を最低2m確保して開催すること。</p> |
| 学生                | <p>○不要不急によるものは控える。<br/>○真に必要な場合に限り移動の1週間前までに所属の学務担当に届出し、所属長の了解を得てから移動すること。<br/>○秋田に戻った日から14日間は自宅待機の上健康観察を行い、この間は大学構内への入構は認めない。</p> <p>※1：就職活動の面談等のために県外移動する場合は、面談等をWEB等で代替できないか確認してから届出をすること。<br/>※2：届出は移動の1週間前としているが、緊急に移動を必要とすることとなった場合は、その時点で速やかに届出をすること。<br/>※3：自宅待機中は不要不急の外出を避け、1日1回程度の食料の買い出し等に留めること。また、自宅待機期間中は検温等の健康観察を行い、発熱等体調に異変がある場合は保健管理センターの「体調不良の報告サイト」より速やかに報告すること。<br/>※4：大学のルールを遵守しない場合は、処分の対象となることもある。<br/>※5：今後の感染状況によっては取扱いを変更することがあるため、少なくとも1日1回はa・netを確認すること。</p> | <p>○大学構内での面談は控えること。<br/>○真にやむを得ない事情により面談が必要な場合は、面談の1週間前までに所属の学務担当に届出し、所属長の許可を得てから面談すること。<br/>○学外での面談についても極力避けること。</p>  | <p>○会食の機会において、「感染リスクが高まる5つの場面」に十分に気をつけ、4名以下で可能な限り短時間とし、大声での会話は控える等感染防止に努めること。<br/>○国内の感染拡大の状況を踏まえ、歓迎会等の催しは自粛するよう強く要請します。<br/>○特に課外活動等では、新入生勧誘等で集団になりやすい行為や感染リスクが高まる行為を慎むよう要請します。</p> | <p>【授業の実施方法】<br/>○対面、遠隔授業を併用して実施することとし、対面授業の場合は、座席間隔を2mとする。</p>   |
| ※以下は医学部・附属病院限定の取組 |   |  |  |   |
| 医学部・附属病院          | <p>【診療応援による県外移動】（令和3年4月7日以降）<br/>○東北地区においても新型コロナウイルス感染症の感染者が急増している状況を考慮し、医学部及び附属病院における感染防止を徹底するため、今後は極力控えること。<br/>○相手方の医療機関から診療応援の要請があり、真にやむを得ず診療応援による県外移動を行う場合は、事前に部局長の許可を得た上で行うこと。<br/>この場合、原則、秋田に戻った日から14日間は自宅待機の上健康観察を行い、この間は大学構内への入構は行わないこと。<br/>【発熱・咳等の症状がある教職員の取扱い】<br/>○発熱・咳等の症状がある教職員は、無理をせず休暇を取られることを徹底すること。<br/>○上記の症状により休暇を取得した職員がいる場合は、医学部総務課へ報告すること。<br/>【教職員の健康観察記録】<br/>○4月1日以降、本道地区では全職員に「職員の健康観察記録用紙（平時）」へ記入することを義務化している。<br/>○記録用紙は、各自で保管すること。</p>                   | <p>【本道地区構内への学外者の出入りについて】<br/>○本道地区内では、県外者の構内立入は原則禁止、やむを得ない事情の場合は事前に医学部総務課へ連絡し、研究科長・病院長が個別に検討を行う。<br/>○診療等に使用する医療機器のメンテナンス及び修理等については例外とするが、以下の点に留意すること。<br/>1) 業者が触れる物を最小限にするため、事前に移動可能な物は移動させてから業者を受け入れること。<br/>2) 作業後は機器本体の消毒を業者に依頼すること。<br/>3) 作業した部屋全体の消毒拭き等は病院スタッフが行うこと。<br/>4) 「県外業者院内立入記録簿」に記入し、調達課へ提出すること。<br/>5) 業者の立入は最小限のルートとし、図面に記載の上、4)の記録簿とともに調達課へ提出すること。</p> |  |   |